



監査対応に関するウェビナー

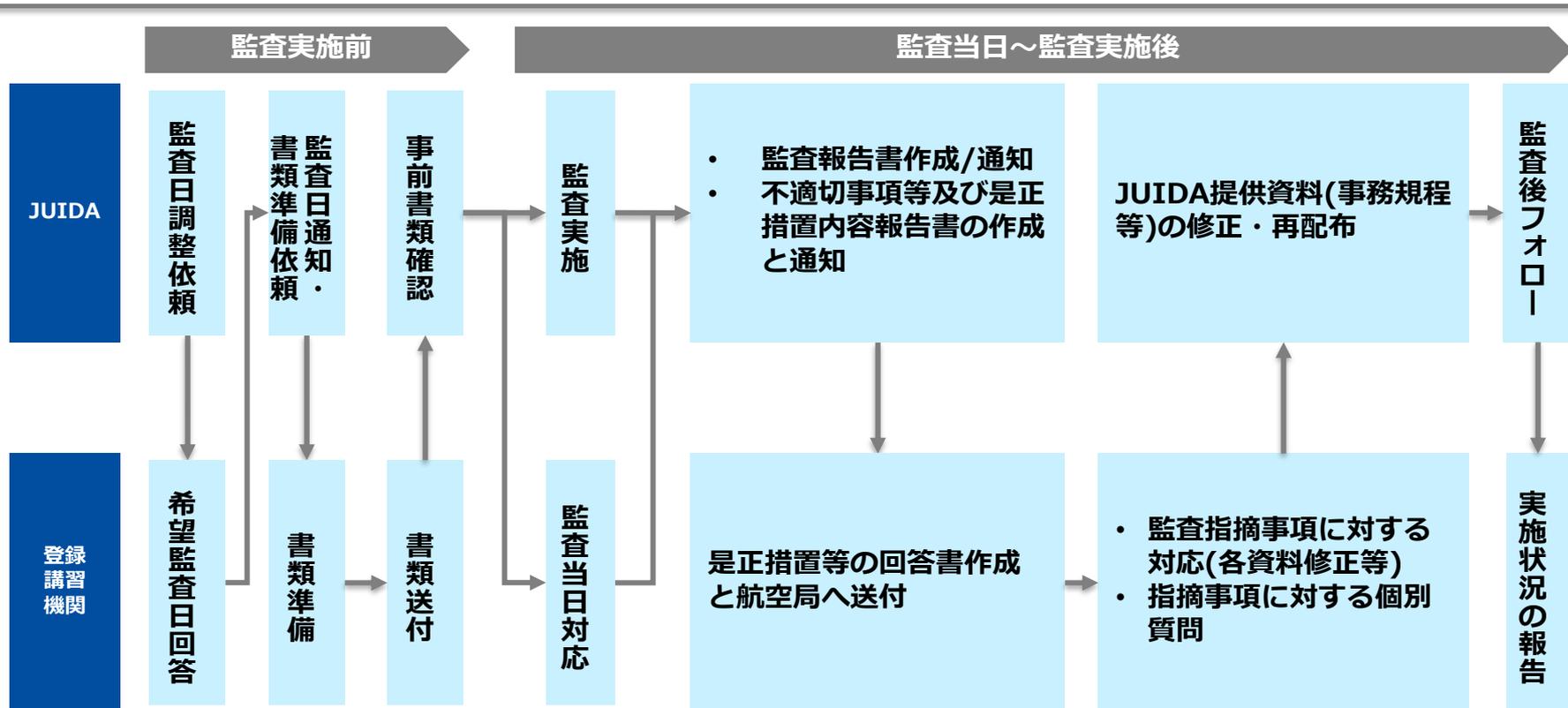
2023年11月17日

JUIDAにおける監査の進め方

JUIDAにおける監査の流れ

JUIDAにおける監査の流れを以下に示します。

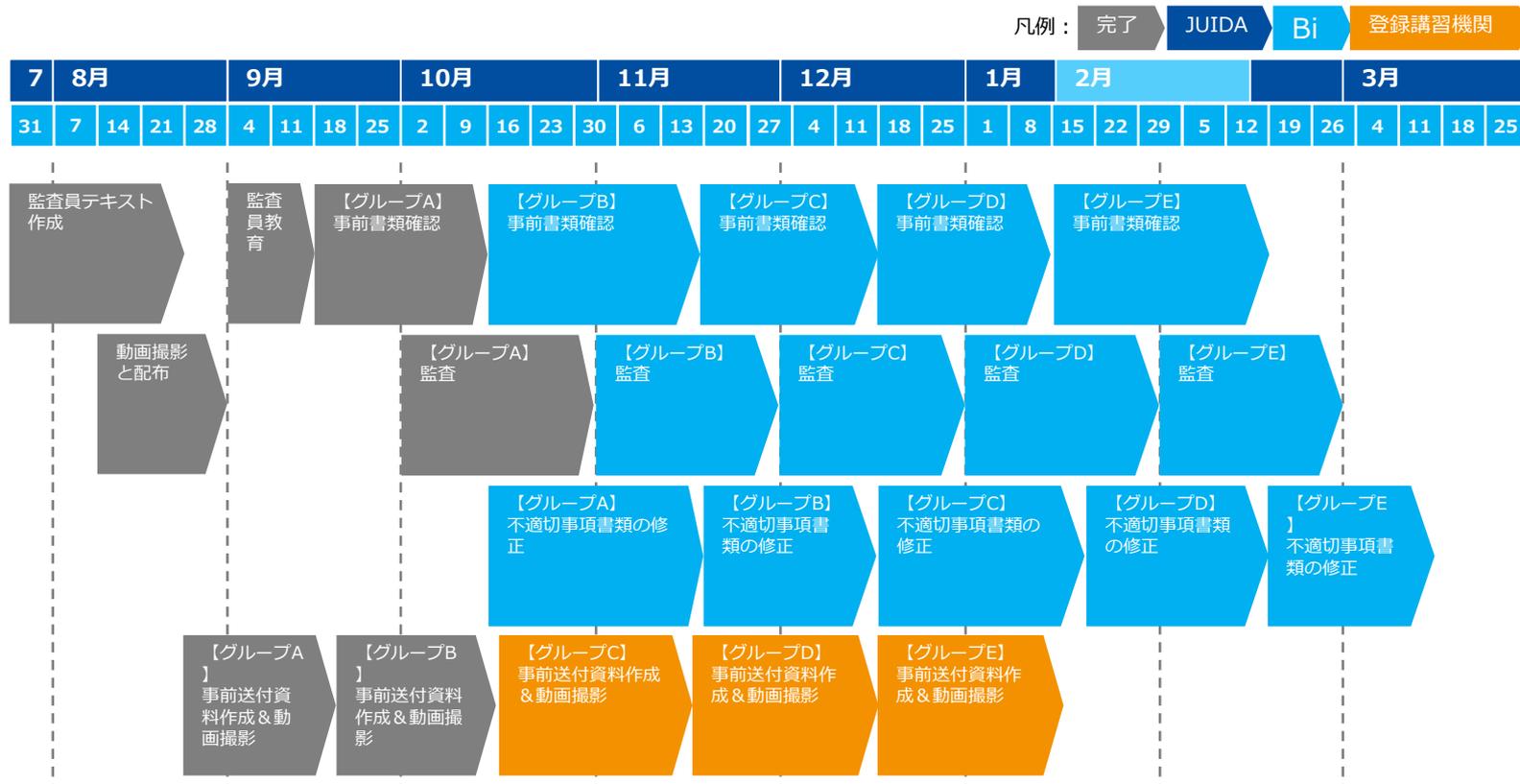
JUIDAにおける監査の流れ



チェックリストの一つ一つの項目に関して上記のように準備、監査実施、是正措置の検討という流れを正確に行う必要がある。是正措置の検討が必要な項目が多くなるとかなり対応が大変になることが予想される。

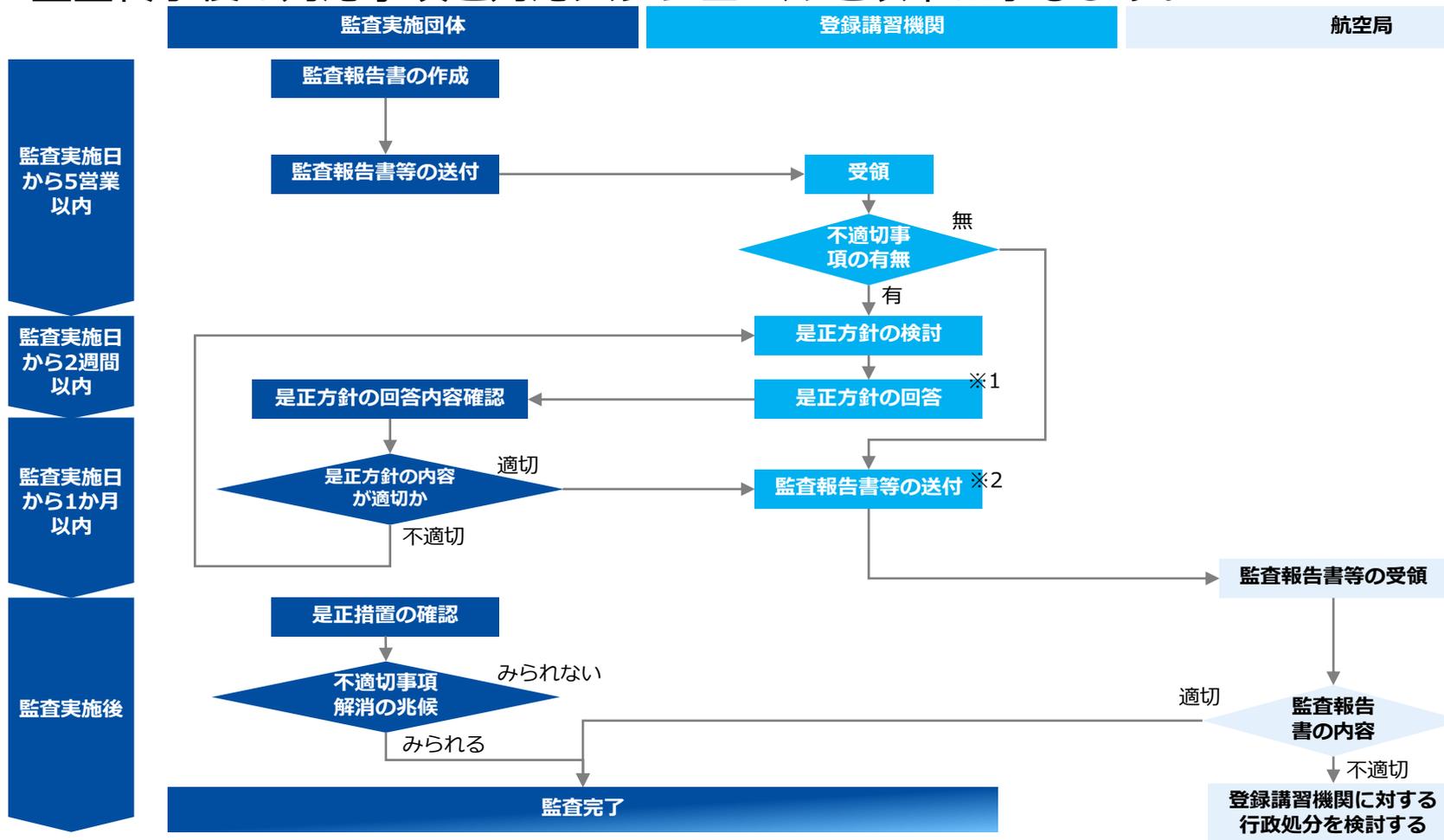
本監査のスケジュール

令和5年度監査のスケジュールは以下の表のとおりに進めていく予定であり、現在は予定通り進んでおります。グループAの監査は完了しており、11月からはグループBの監査を随時進めてまいります。



監査報告書の提出に関するフロー

監査終了後の対応事項と対応スケジュールを以下に示します。



- ※1 是正措置の回答は、監査実施日から2週間以内に行う必要があります。
- ※2 航空局への監査報告書等の送付は、監査実施日から1か月以内に行う必要があります。

依頼事項の概要

監査に関する依頼事項に関しては8月度開催のウェビナーでお伝えした通りですが、再度お伝えさせていただきます。

依頼事項	フェーズ	概要
事前提出書類の提出	監査前	監査月から約2か月前をめどに事前提出書類の提出依頼メールが各登録講習機関宛に届きますので、そのメールに従い、事前提出書類を準備し、提出していただきます。
監査当日対応	監査当日	<p>監査当日は以下の流れで進めていくため、管理者、講師、修了審査員の方にご対応いただく必要がございます。</p> <p><監査当日の流れ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・イントロダクション ・管理者インタビュー ・講師、修了審査員インタビュー ・監査結果、指摘事項まとめ ・監査結果、指摘事項の共有
※是正措置への監査実施団体への回答	監査後	監査終了後、監査実施団体から監査報告書、不適切事項及び是正措置内容報告書により、監査結果が各登録講習機関に通知されます。仮に、 不適切事項及び是正措置内容報告書に記された事項に関しては、各登録講習機関が監査実施団体に対し、是正措置の検討及び報告を行う必要があります。
監査報告書の航空局への送付	監査後	登録講習機関は監査修了後1か月以内に監査実施団体から受領した監査報告書及び不適切事項等及び是正措置内容報告書を航空局に提出する必要があります。

※是正措置への監査実施団体への回答に関しては不適切事項があった場合のみになります。

事前提出書類・動画について

事前提出書類は監査の正確性を担保するために、書類名、提出方法等を正確に定め、提出していただく必要があります。

項目	詳細
提出物	<p>監査のため、事前に提出していただくものは、書類・動画の2種類あり、提出していただく書類・動画の詳細に関しては、JUIDA事務局登録講習機関監査チームからメールにて送付する依頼状に添付の「提出書類・動画の確認リスト(法人様チェック用).xlsx」に記載してありますので、ご確認ください。</p> <p><ファイルの命名規則></p> <ul style="list-style-type: none"> ○基本的な命名規則 書類を格納する際のファイル名は「(書類番号)_(書類名).(拡張子)」とする。 ○書類番号が同じで複数書類がある場合 採点用紙(修了審査の受験人数分ある)や修了審査の空域図(空域の数分ある)など書類番号が同じで複数毎書類がある場合は「(書類番号)_(書類名)_(人物名)」や「(書類番号)_(書類名)_(地域名).(拡張子)」 などのように書類番号の後にアンダーバー「_」を記入し、書類の違いがわかる文言を記入する。 (特に、人物につきましてはファイル名で識別できるようご協力ください)
提出方法	<p>事前提出書類・動画の提出は、書類・動画ともに、JUIDA事務局登録講習機関監査チームからメールにて送付する依頼状に添付の「格納フォルダ」に格納し、「提出書類・動画の確認リスト(法人様チェック用)」にご準備いただいた書類のチェックを入れた状態で同胞し、ZIPファイルに圧縮してから、ギガファイル便にアップロードする形でご提出ください。</p>
期限	<p>登録講習機関の登録日から起算し前月の10日まで</p>

事前提出書類・動画の提出に関してはJUIDA事務局登録講習機関監査チームからメールにて送付する依頼状でも詳細にご案内しているため、必ずご確認ください。

録画データの参考資料について

録画データに関する参考動画を作成いたしましたので、撮影の際はぜひご活用ください。

参考動画

動画URL : <https://vimeo.com/874301902?share=copy>

パスワード : JUIDALic202310Set

これまで見受けられた指摘事項

現段階で見受けられた指摘事項-要検討事項-

現段階までの監査にて見受けられた要検討事項は以下の通りです。

項目	内容	監査結果
本社2.3	受講者の入学申請の受理及び受講者からの講習の料金の収納に係る記録が確実になされており、3年間保管されていること。	<ul style="list-style-type: none"> 同じ科目であっても生徒ごとに金額のずれが発生し、異なっている。これは団体割による割引額によるものであり、監査事務規程に反映させる必要がある。
本社2.7	毎事業年度経過後3月以内に、当該事業年度の財務諸表等を作成し、5年間事務所に備えてあること。	<ul style="list-style-type: none"> 直近1年度分のみの提出のみだった。
本社4.1	航空局への申請及び届出にない者が講習を行っていないこと。	<ul style="list-style-type: none"> 講師養成講座は受講しているが、届出上の講師一覧表には記載がされていなかった人物がいた。

現段階で見受けられた指摘事項-要検討事項-

現段階までの監査にて見受けられた要検討事項は以下の通りです。

項目	内容	監査結果
本社5.2	航空局に届出のあった講習内容及び講習時間以上の学科講習が実施されていること。	<ul style="list-style-type: none"> 記録簿上で、各科目が既定の時間以上になっていることがわかるように記載していなかった。
本社6.1	航空局に届出のあった講習内容及び講習時間が、告示別表第一に定める必要履修科目並びに講習時間等の講習の内容及び講習の方法の基準を満たした実地講習の内容であること。	<ul style="list-style-type: none"> 現状の書き方では告示に基づいて科目ごとの時間及び、形態（講義・演習・実習）が適切であるか判断する事ができないため書き方を変更する必要がある。
事務所1.2	施設及び設備は、航空局に申請した様式2「施設及び設備の概要書」に記載されているものであり、設備の個数にも大きな乖離がないこと。	<ul style="list-style-type: none"> 管理表に登録記号の記載がなかった。 修了審査ではJUナンバーを読み上げていなかった。

現段階で見受けられた指摘事項-要検討事項-

現段階までの監査にて見受けられた要検討事項は以下の通りです。

項目	内容	監査結果
事務所2.3	学科講習の時間が適切に管理され、記録されていること。	<ul style="list-style-type: none"> 実際に講義を行っている時間と講習記録簿に記録されている時間が異なっていた。 講習の開始及び終了時間が学科講習の時間割に正確に記載されていなかった
事務所3.3	実地講習の時間は適切に管理され、記録されていること。	<ul style="list-style-type: none"> 事務規程別添のカリキュラムと講習記録簿で実施時間の表記の仕方に差がある。
事務所3.6	必要履修科目の講習を適切かつ安全に行うことができる体制が構築されており、必要な安全対策が講じられていること。	<ul style="list-style-type: none"> 機体が講師等の監視下でないケースが見受けられた。

現段階で見受けられた指摘事項-要検討事項-

現段階までの監査にて見受けられた要検討事項は以下の通りです。

項目	内容	監査結果
事務所4.12	オーバーライドを実施しない場合、「受講者、修了審査員及び修了審査員を補助する者並びに修了審査を行う空域周辺の安全を確保できる」との告示別表第二の要件に適合していること。	<ul style="list-style-type: none"> 安全対策マニュアルが作成されていないケースがあった
事務所4.14	実地試験実地細則に定められたとおりの手順及び内容の実技審査で実施していること。	<ul style="list-style-type: none"> ホバリングの5秒間のカウントは客観性の確保のため、修了審査員がカウントすべきである。
事務所4.15	実技審査中、実地試験実地細則に定められた減点適用基準に該当する事象が生じた場合、基準どおりの減点がなされていること。	<ul style="list-style-type: none"> 修了審査の実地試験の動画の画角では減点等の採点が正しく判断されているか確認できなかった。 修了審査補助員は空域等の確認することができる立ち位置にいなかった

現段階で見受けられた指摘事項-要検討事項-

現段階までの監査にて見受けられた要検討事項は以下の通りです。

項目	内容	監査結果
事務所4.16	実技審査中、審査時間が計測されており、実地試験実施細則に定める制限時間が守られていること。	<ul style="list-style-type: none"> 実技審査において修了審査員はドローン離陸後から時間を計測していたが、離陸指示を出した時から計測している必要がある。
事務所4.2	机上審査の実施時、審査時間が計測されており、実地試験実施細則の制限時間が遵守されていること。	<ul style="list-style-type: none"> 時計が映っているため時間管理が出来ていると思うが、制限時間の発声をしたほうが良い。
事務所4.6	飛行前点検の実施時、受講者は確認の点呼を行っていること。	<ul style="list-style-type: none"> 修了審査の動画の中で生徒に対して修了審査員が応答している姿が見られ、助言とまではいかないが、受験者に対するサポートともなりうる実施方法であった。

現段階で見受けられた指摘事項-不適切事項-

現段階までの監査にて見受けられた不適切事項は以下の通りです。

項目	内容	監査結果
本社2.11	<p>役員を選任の届出等について無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令（以下、「省令」という。）第5条の規定に従って行われていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 役員の変更があったのが3/31だが、航空局への届出が5/25になっている。本来であれば、変更後二週間以内に国土交通大臣へ届け出を提出すべき。
本社2.12	<p>省令第6条第6号に規定するとおり、講習が適切に行われていることを管理者が定期的を確認していること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 不適切なフォーマットを利用していた
本社2.2	<p>登録講習機関等が管理している最新の事務規程と、航空局に届出のあった事務規程が一致しており（航空局が変更届出不要と判断した項目を除く。）、変更届出が確実に提出されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 新フォーマットの講習記録簿を航空局からの受理通知の前に使用していた。

現段階で見受けられた指摘事項-不適切事項-

現段階までの監査にて見受けられた不適切事項は以下の通りです。

項目	内容	監査結果
本社2.3	受講者の入学申請の受理及び受講者からの講習の料金の収納に係る記録が確実になされており、3年間保管されていること。	<ul style="list-style-type: none"> 割引の記載が事務規定に記載がなかった。 料金表に講師分の取り扱いについて記載がなかった。 料金表に、民間ライセンスと合算した場合の補足事項が書かれていなかった。 経験者で基本と目視外、夜間も取得している受講者の金額が基本料金+¥〇〇になっていた。本来であれば¥〇〇加算される想定である。 受講者ごとの割引について記載がなかった。
本社2.5	実地講習実施計画書が確実に四半期毎に作成されており、3年間保管されていること。	<ul style="list-style-type: none"> 当初策定時（届出提出時）の計画しかないため、直近の計画を確認する必要あり。
本社6.2	航空局に届出のあった講習内容及び講習時間以上の実地講習が実施されていること。	<ul style="list-style-type: none"> 講習記録簿を見る限り、夜間飛行が10分間のみの実施となっていたため、当日ヒアリングを行ったところ、記入間違えであった。

現段階で見受けられた指摘事項-不適切事項-

現段階までの監査にて見受けられた不適切事項は以下の通りです。

項目	内容	監査結果
本社7.3	受講科目に応じた修了審査員が、修了審査を実施していること。	<ul style="list-style-type: none"> 講習記録簿に講師の名前の記載がなかった。
本社7.5	合格した受講者に受講科目に応じた修了証明書を確実に交付していること。	<ul style="list-style-type: none"> 受領印欄と割印欄が記載されていることは確認できたが、Excelのため、実際に押印されているかがわからない。登録講習機関にヒアリングをしたところ「受領印をいただいていない」と回答があった。
事務所2.3	学科講習の時間が適切に管理され、記録されていること。	<ul style="list-style-type: none"> 座学の各章の時間が告示に書かれている規定の時間に達していない。

現段階で見受けられた指摘事項-不適切事項-

現段階までの監査にて見受けられた不適切事項は以下の通りです。

項目	内容	監査結果
事務所4.13	<p>実地試験実地基準及び細則に定められたとおりの環境条件（風速条件、照度条件（昼間飛行の限定変更の場合））で、実技審査を実施していること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 定められた環境条件である客観的な証明（風速計測や照度計測）が行われていない。 *ただし、屋内であることから風速に関してのみ環境条件に適合していると思われる。
事務所4.14	<p>実地試験実地細則に定められたとおりの手順及び内容の実技審査で実施していること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 修了審査空域～受講者立ち位置間には防護ネット等の安全措置に必要な機材以外（長机）の設置があった。
事務所4.15	<p>実技審査中、実地試験実地細則に定められた減点適用基準に該当する事象が生じた場合、基準どおりの減点がなされていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 離陸前に、気象状況について「気象状況問題なし」の発言がなく安全確認が取れていない状態で離陸をしていた。（加えて減点不足となっていた）

現段階で見受けられた指摘事項-不適切事項-

現段階までの監査にて見受けられた不適切事項は以下の通りです。

項目	内容	監査結果
事務所4.22	日常点検簿の記載が不適切である場合、実地試験実施細則の減点適用基準どおりの減点がなされていること。	<ul style="list-style-type: none">修了審査の採点において生徒が記載した日常点検記録簿に1か所チェックされていない項目があったが、減点されていなかった。

現段階で見受けられた指摘事項-重大な不適切事項-

転送・転載禁止

現段階までの監査にて見受けられた重大な不適切事項は以下の通りです

項目	内容	監査結果
事務所 3.6/4.17	必要履修科目の講習を適切かつ安全に行うことができる体制が構築されており、必要な安全対策が講じられていること	<ul style="list-style-type: none">修了審査員、補助者、受験者全てがヘルメットを始めとする防護具を装着していなかった。
事務所3.7	航空法第132条の85及び第132条の86に規定する飛行の禁止空域や飛行の方法により実地講習を行う場合に必要な許可・承認を受けていること。	<ul style="list-style-type: none">実地講習および修了審査に関して、昼間限定、目視内限定について、当該受講者があらかじめ取得していた包括申請により飛行をさせていたが、修了審査で使用する機体に関するものではなく、適切に許可・承認申請が提出されていなかった。

現段階で見受けられた指摘事項-重大な不適切事項-

転送・転載禁止

現段階までの監査にて見受けられた重大な不適切事項は以下の通りです

項目	内容	監査結果
事務所4.1	机上審査が、適切な方法で実施されていること。 問題が受講者に事前に開示されないことがないこと。	<ul style="list-style-type: none"> 目視外飛行および夜間飛行の机上審査が連続して行われており、修了審査の順序が正しく行われていないことを確認した。
事務所4.10	実技審査の飛行経路は、コーン等で明示されており、実地試験実施細則に定められた規定の大きさであること。 また、ヘリパッドも規定の大きさであること。	<ul style="list-style-type: none"> 8の字コースについてコースレイアウトの撮影動画内で測定を行っている形跡はあるものの、修了審査（実技）の動画においては、8の字コースの不合格区画の明示がなかった。
事務所4.15	実技審査中、実地試験実地細則に定められた減点適用基準に該当する事象が生じた場合、基準どおりの減点がなされていること。	<p>以下2件につき、修了審査の実施方法について重大な認識の誤りがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 二等基本のスクエア飛行に係る修了審査の最中に修了審査員が飛行位置を指示するなど助言を行っていたが、減点基準に基づき、不合格とすべきところ不合格としていなかった。 二等基本の8の字飛行に係る修了審査の最中に受験者がプロポから手を離すなどの行為が見られたが、不合格とすべきところ不合格としていなかった。 <p>*ただし、ホバリング中にプロポから片手を一時的に離して緊張をほぐすような仕草であったので合理的な理由とするべきか判断が難しい。</p>

現段階で見受けられた指摘事項-重大な不適切事項-

転送・転載禁止

現段階までの監査にて見受けられた重大な不適切事項は以下の通りです

項目	内容	監査結果
事務所4.15	実技審査中、実地試験実地細則に定められた減点適用基準に該当する事象が生じた場合、基準どおりの減点がなされていること。	<ul style="list-style-type: none">・ 講習監査の監査員と採点結果に著しい差が認められた。
事務所4.19	飛行後点検が適切に実施されていること。	<ul style="list-style-type: none">・ 修了審査員が点検項目を呼称して点検をさせているのを確認した。他者からの助言となり減点細目の不正行為にあたる。

現段階で見受けられた指摘事項-重大な不適切事項-

転送・転載禁止

現段階までの監査にて見受けられた重大な不適切事項は以下の通りです

項目	内容	監査結果
事務所4.23	口述審査（事故、重大インシデントの報告）が、適切に実施されていること。	<ul style="list-style-type: none">事故・重大インシデントの諮問時、細則に記載のない質問を行い回答を促すような質問があり助言に受け取られかねない行為が確認されたが、不合格とすべきところ不合格としていなかった。
事務所4.5	適切に飛行前点検が実施されていること。	<ul style="list-style-type: none">飛行前点検においてリモートIDの作動を確認すべきところ、リモートIDの有無のみの確認になっており、適切に減点が行われていないことを確認した。

現段階で見受けられた指摘事項-未実施事項-

現段階までの監査にて見受けられた未実施事項は以下の通りです。

項目	内容	監査結果
本社2.12	省令第6条第6号に規定するとおり、講習が適切に行われていることを管理者が定期的に確認していること。	<ul style="list-style-type: none"> 登録講習機関から提出がされていないため、内容の確認ができなかった。
本社2.2	登録講習機関等が管理している最新の事務規程と、航空局に届出のあった事務規程が一致しており（航空局が変更届出不要と判断した項目を除く。）、変更届出が確実に提出されていること。	<ul style="list-style-type: none"> 登録講習機関から提出があった書類の確認をしたが、計3回変更届を出しているが、1回目分のみ提出があった。
本社2.2	登録講習機関等が管理している最新の事務規程と、航空局に届出のあった事務規程が一致しており（航空局が変更届出不要と判断した項目を除く。）、変更届出が確実に提出されていること。	<ul style="list-style-type: none"> 変更届はタイムリーに出して頂いているが、添付書類がないものがあった。

現段階で見受けられた指摘事項-未実施事項-

現段階までの監査にて見受けられた未実施事項は以下の通りです。

項目	内容	監査結果
本社2.3	受講者の入学申請の受理及び受講者からの講習の料金の収納に係る記録が確実になされており、3年間保管されていること。	<ul style="list-style-type: none"> 入金記録は揃っているが、請求書の提出がなかったため、確認ができない。
本社2.3	受講者の入学申請の受理及び受講者からの講習の料金の収納に係る記録が確実になされており、3年間保管されていること。	<ul style="list-style-type: none"> 講習事務手数料に記載された合計金額と請求書の金額が合わなかった。また、入金について、返金分を含めても請求書と入金額に差があった。
本社2.9	講習の修了者情報を次期ドローン情報基盤システム(DIPS)にCSV形式で正しくアップロードしていること。	<ul style="list-style-type: none"> 登録講習機関から提出を受けた資料ではDIPSへのアップロード状況の確認ができなかった。

現段階で見受けられた指摘事項-未実施事項-

現段階までの監査にて見受けられた未実施事項は以下の通りです。

項目	内容	監査結果
本社4.1	航空局への申請及び届出にない者が講習を行っていないこと。	登録講習機関から提出を受けた資料では確認ができなかった。
		最新版の事務規定が提出されていないため確認ができなかった。
		登録講習機関から動画の提出がないため確認できなかった。

現段階で見受けられた指摘事項-未実施事項-

現段階までの監査にて見受けられた未実施事項は以下の通りです。

項目	内容	監査結果
本社5.1	航空局に届出のあった講習内容及び講習時間が、告示別表第一に定める必要履修科目並びに講習時間等の講習の内容及び講習の方法の基準を満たした学科講習の内容及び教材であること。	登録講習機関から動画の提出がないため内容が確認できなかった。
本社5.2	航空局に届出のあった講習内容及び講習時間以上の学科講習が実施されていること。	登録講習機関から動画の提出がないため確認できなかった。
本社5.3	オンラインでの学科講習を実施している場合、講習の方法は、告示別表第三の要件を満たしていること。	登録講習機関から動画の提出がないため確認できなかった。

現段階で見受けられた指摘事項-未実施事項-

現段階までの監査にて見受けられた未実施事項は以下の通りです。

項目	内容	監査結果
本社5.4	オンラインでの学科講習を実施している場合、全ての受講者に対して修了確認試験（学科）を実施していること。	<ul style="list-style-type: none"> 登録講習機関から動画の提出がないため確認ができなかった
本社5.6	航空局に届出のあった講習が実施されており、有効な学科試験合格証明書を有する者等の学科講習を免除することができる者に対してのみ入学が認められる（実態として学科講習が行われていない）ような運営になっていないこと。	<ul style="list-style-type: none"> 登録講習機関から資料の提出がないため、内容の確認ができなかった。
本社6.1	航空局に届出のあった講習内容及び講習時間が、告示別表第一に定める必要履修科目並びに講習時間等の講習の内容及び講習の方法の基準を満たした実地講習の内容であること。	<ul style="list-style-type: none"> 登録講習機関から動画の提出がないため確認ができなかった

現段階で見受けられた指摘事項-未実施事項-

現段階までの監査にて見受けられた未実施事項は以下の通りです。

項目	内容	監査結果
本社6.2	航空局に届出のあった講習内容及び講習時間以上の実地講習が実施されていること。	<ul style="list-style-type: none"> 登録講習機関から動画の提出がないため確認ができなかった
本社7.3	受講科目に応じた修了審査員が、修了審査を実施していること。	<ul style="list-style-type: none"> 登録講習機関から動画の提出がないため確認ができなかった
本社7.5	合格した受講者に受講科目に応じた修了証明書を確実に交付していること。	<ul style="list-style-type: none"> 受講者の修了証明書の提出がなく確認ができなかった。

現段階で見受けられた指摘事項-未実施事項-

現段階までの監査にて見受けられた未実施事項は以下の通りです。

項目	内容	監査結果
事務所1.2	施設及び設備は、航空局に申請した様式2「施設及び設備の概要書」に記載されているものであり、設備の個数にも大きな乖離がないこと。	<ul style="list-style-type: none"> 提示を受けた資料では備品の使用状況が確認できなかった。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 登録講習機関から動画の提出がないため確認ができなかった
事務所2.3	学科講習の時間が適切に管理され、記録されていること。	<ul style="list-style-type: none"> 講習記録簿上（学科）は1時間となっているが、動画が30分しかなく確認ができなかった。

現段階で見受けられた指摘事項-未実施事項-

現段階までの監査にて見受けられた未実施事項は以下の通りです。

項目	内容	監査結果
事務所2.3	学科講習の時間が適切に管理され、記録されていること。	<ul style="list-style-type: none"> 登録講習機関から動画の提出がないため確認ができなかった
事務所2.7	学科講習中に質問等の対応が必要となった場合、講師が適切に対応していること。	<ul style="list-style-type: none"> 登録講習機関から動画の提出がなかったため確認ができなかった
事務所3.3	実地講習の時間は適切に管理され、記録されていること。	<ul style="list-style-type: none"> 登録講習機関から動画の提出がされていないため内容の確認ができなかった。

現段階で見受けられた指摘事項-未実施事項-

現段階までの監査にて見受けられた未実施事項は以下の通りです。

項目	内容	監査結果
事務所3.6	必要履修科目の講習を適切かつ安全に行うことができる体制が構築されており、必要な安全対策が講じられていること。	<ul style="list-style-type: none"> 登録講習機関から動画の提出がないため内容の確認ができなかった
事務所3.7	航空法第132条の85及び第132条の86に規定する飛行の禁止空域や飛行の方法により実地講習を行う場合に必要な許可・承認を受けていること。	<ul style="list-style-type: none"> 登録講習機関から動画の提出がなかったため確認ができなかった
事務所4.1	机上審査が、適切な方法で実施されていること。問題が受講者に事前に開示されないことがないこと。	<ul style="list-style-type: none"> 登録講習機関から動画の提出がなかったため内容の確認ができなかった

現段階で見受けられた指摘事項-未実施事項-

現段階までの監査にて見受けられた未実施事項は以下の通りです。

項目	内容	監査結果
事務所 4.2/4.3/4.4	机上審査が適切な方法で実施されていること	<ul style="list-style-type: none"> 登録講習機関から動画の提出がないため内容の確認ができなかった
事務所4.10	実技審査の飛行経路は、コーン等で明示されており、実地試験実施細則に定められた規定の大きさであること。また、ヘリパッドも規定の大きさであること。	<ul style="list-style-type: none"> 登録講習機関から動画の提出がなかったため内容の確認ができなかった
		<ul style="list-style-type: none"> 測定写真や動画の提出がないため確認できなかった

現段階で見受けられた指摘事項-未実施事項-

現段階までの監査にて見受けられた未実施事項は以下の通りです。

項目	内容	監査結果
事務所4.11	<p>実技審査用無人航空機について、事務所ごとに航空局に申請した「修了審査用無人航空機の仕様要件又は機体認証書等」に記載されているとおりの無人航空機を使用しており、告示別表第二の要件に適合していること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 登録講習機関から関連資料/動画の提出がないため確認ができなかった
事務所4.12	<p>オーバーライドを実施しない場合、「受講者、修了審査員及び修了審査員を補助する者並びに修了審査を行う空域周辺の安全を確保できる」との告示別表第二の要件に適合していること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 登録講習機関から動画の提出がなかったため確認ができなかった
事務所4.13	<p>実地試験実地基準及び細則に定められたとおりの環境条件（風速条件、照度条件（昼間飛行の限定変更の場合））で、実技審査を実施していること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 夜間飛行についての限定解除を実施していることが確認できたが、夜間飛行の実地講習の動画が送付されていなかった。

現段階で見受けられた指摘事項-未実施事項-

現段階までの監査にて見受けられた未実施事項は以下の通りです。

項目	内容	監査結果
事務所4.13	<p>実地試験実地基準及び細則に定められたとおりの環境条件（風速条件、照度条件（昼間飛行の限定変更の場合））で、実技審査を実施していること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 登録講習機関から動画の提出がないため確認ができなかった <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 屋内のため"風速については屋内のため問題ないが、夜間の動画がないため照度については確認できなかった。
事務所4.14	<p>実地試験実地細則に定められたとおりの手順及び内容の実技審査で実施していること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 登録講習機関から動画の提出がないため確認ができなかった

現段階で見受けられた指摘事項-未実施事項-

現段階までの監査にて見受けられた未実施事項は以下の通りです。

項目	内容	監査結果
事務所4.15	実技審査中、実地試験実地細則に定められた減点適用基準に該当する事象が生じた場合、基準どおりの減点がなされていること。	<ul style="list-style-type: none"> 登録講習機関から動画の提出がないため確認ができなかった。
事務所4.16	実技審査中、審査時間が計測されており、実地試験実施細則に定める制限時間が守られていること。	<ul style="list-style-type: none"> 登録講習機関から提出を受けた動画では確認ができなかった。
事務所4.19	飛行後点検が適切に実施されていること。	<ul style="list-style-type: none"> 登録講習機関から動画の提出がないため確認ができなかった

現段階で見受けられた指摘事項-未実施事項-

現段階までの監査にて見受けられた未実施事項は以下の通りです。

項目	内容	監査結果
事務所4.2	机上審査の実施時、審査時間が計測されており、実地試験実施細則の制限時間が遵守されていること。	<ul style="list-style-type: none"> 登録講習機関から動画の提出がないため確認ができなかった
事務所4.20	飛行後点検の実施時、受講者は確認の点呼を行っていること。	<ul style="list-style-type: none"> 登録講習機関から動画の提出がないため確認ができなかった
事務所4.21	飛行後点検の後、日常点検簿に受講者は記録を行っていること。	<ul style="list-style-type: none"> 登録講習機関から動画の提出がないため確認ができなかった

現段階で見受けられた指摘事項-未実施事項-

現段階までの監査にて見受けられた未実施事項は以下の通りです。

項目	内容	監査結果
事務所4.22	日常点検簿の記載が不適切である場合、実地試験実施細則の減点適用基準どおりの減点がなされていること。	<ul style="list-style-type: none"> 登録講習機関から動画の提出がないため確認ができなかった
事務所 4.23/4.24/4.25	口述審査（事故・重大インシデントの報告）が適切に実施されていること。	<ul style="list-style-type: none"> 登録講習機関から動画の提出がないため確認ができなかった
事務所4.3	机上審査の問題セットを万遍なく使う工夫がなされていること。	<ul style="list-style-type: none"> 登録講習機関から動画の提出がないため確認ができなかった

現段階で見受けられた指摘事項-未実施事項-

現段階までの監査にて見受けられた未実施事項は以下の通りです。

項目	内容	監査結果
事務所4.4	机上審査の解答が不適切である場合、実地試験実施細則の減点適用基準どおりの減点が行われていること。	<ul style="list-style-type: none"> 登録講習機関から動画の提出がないため確認ができなかった
事務所 4.5/4.6/4.7	適切に飛行前点検が実施されていること。	<ul style="list-style-type: none"> 登録講習機関から動画の提出がないため確認ができなかった
事務所4.8	日常点検簿の記載に問題がある場合、実地試験実施細則どおりの減点が行われていること。	<ul style="list-style-type: none"> 登録講習機関から動画の提出がないため確認ができなかった

現段階で見受けられた指摘事項-未実施事項-

現段階までの監査にて見受けられた未実施事項は以下の通りです。

項目	内容	監査結果
事務所4.9	実技審査用の空域は、航空局に申請した「修了審査用空域図」に記載されているとおりの空域であること。	<ul style="list-style-type: none">登録講習機関から提出があった動画および提出書類からは確認ができなかった。

■ コンサルサービスについて

コンサルサービスについて

監査後に必要となってくる登録講習機関の各種対応事項をサポートするコンサルサービスを提供する企業をJUIDAにてご紹介いたします。

各社のサポート内容と金額

サポート内容	株式会社 ジーテック	バウンダリ 行政書士法人	行政書士矢野 法務事務所
個別質問対応	○	○	○
監査指摘事項に対する回答作成	○	○	○
資料の修正対応	○	○	○
プレ監査	○	○	○
金額(税込・円)※	550,000	550,000	550,000

※事務所が複数ある場合は事務所ごとに追加料金がございます。また、上記の行政書士に登録・届出を既に依頼済みのスクール様については割引などもございますので、詳細は追ってメールでご連絡させていただきます。

株式会社ジーテック

株式会社ジーテックの基本情報は以下の通りです。

企業情報

名称	株式会社ジーテック(G-Tech Inc.)
住所	東京都中野区中野5-32-4-302
設立	2018年1月11日 設立
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> • 行政分野におけるソリューション提供 • 行政分野におけるコンサルティング • システム開発
ドローン関連事業	<ul style="list-style-type: none"> • ドローンサービス、プラットフォームサービス事業者の支援 • 自治体の実証実験支援、業界団体の支援 • 改正航空法に伴うドローン登録講習機関支援 • DIPSコネクト(行政手続きの効率化システム)
PRポイント	<p>ドローンや自動運転、スマートシティに関する規制対応やGovtech企業のサポートを領域としています。</p> <p>JUIDAスクールを中心に100社以上の登録講習機関のサポートをさせていただいております。</p> <p>ドローン規制に精通した専門スタッフが、対応させていただきます。</p>

バウンダリ行政書士法人

バウンダリ行政書士法人の基本情報は以下の通りです。

企業情報

名称	バウンダリ行政書士法人
住所	<p><東京オフィス> 宮城県仙台市青葉区二日町6-26 VIP仙台二日町2階</p> <p><仙台オフィス> 東京都千代田区有楽町1-6-3日比谷颯川(エイセン)ビル9階</p>
設立	2015年1月5日 設立
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 登録講習機関の監査及び、コンサルティング 登録講習機関の開設・維持管理サポート 国交省HP掲載管理団体・参加講習団体スクール支援
PRポイント	<ul style="list-style-type: none"> ドローン安全飛行の啓蒙活動として、YouTube「ドローン教育チャンネル」を運営 内閣府規制改革委員会ワーキンググループメンバー 2022年度の年間ドローン許認可担当案件:約5,300件 登録講習機関等監査実施団体として航空局HP掲載(2023年6月付) 監査実施又は監査契約済スクール:約100スクール(2023年11月時点) 登録講習機関の開設、監査対策を含む維持管理支援:150社以上 国交省HP掲載管理団体、傘下講習団体スクール支援:400社以上

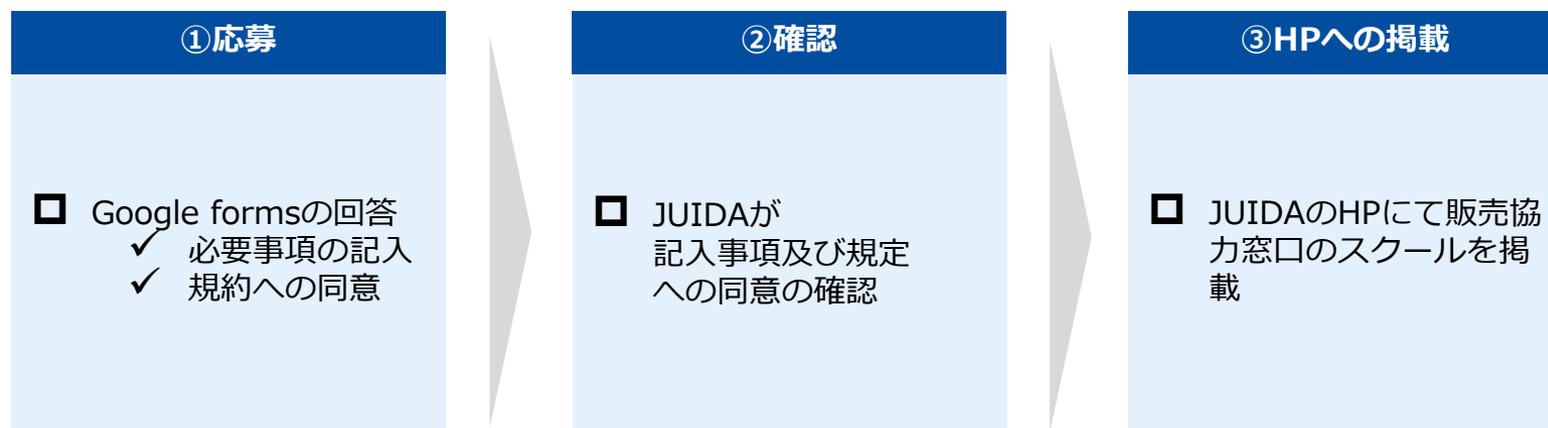
フィールドアロー行政書士総合事務所の基本情報は以下の通りです。

企業情報	
名称	フィールドアロー行政書士総合事務所
住所	兵庫県明石市東野町1882-4
設立	2020年 設立
事業内容	<ul style="list-style-type: none">登録講習機関の登録申請代行スクールの運営サポートドローンの「飛行許可」、「機体登録」申請代行建設キャリアアップシステム申請代行
PRポイント	フィールドアロー行政書士総合事務所代表の矢野学と申します。私は39年間の公務員経歴と機械系学校卒業の知識を駆使し、無人航空機の「登録講習機関」の申請代行や運営サポート、飛行許可や機体登録の申請代行を主力業務としています。特に監査が不安でサポートを希望されるクライアント様、当事務所に安心してお任せください。最後まで責任をもってサポート致します。

試験対策問題集の販売協力窓口の募集について

試験対策問題集の販売協力窓口の募集について

サポートプラン加入済みのスクール向けに、試験対策問題集の販売協力窓口を募集させていただきます。応募いただいたスクールはHPにて販売協力窓口としてご紹介させていただきます。また、一般顧客からのお問い合わせがあった場合、優先的に販売スクールをご紹介させていただきます。



販売協力窓口になるにあたっての注意点

- 一般販売の際の小売価格は5000円（税込・送料込）
- 注文受付方法を変更する場合はJUIDAへの申請が必要

販売協力窓口としての規定について

販売協力窓口として遵守していただく規定を以下に示します。

販売協力窓口の規定

- お問い合わせフォームへの質問に対する回答や、電話対応、メールの返信などのお客様対応については、迅速かつ丁寧に対応すること。
- JUIDAに対して注文受付方法（FAX、メール、電話等）を事前に申請し、変更する場合は遅滞なくJUIDAに連絡すること。
- 注文を受けた際には、発送等について迅速に対応をすること。
- テキストに関する質問への回答やテキストの発送を行うことができる人員が確保されていること。
- テキストの内容以外での質問等は、可能な範囲で一般販売窓口で答えること。
- テキストの内容に関する質問は、一般販売窓口がとりまとめてJUIDAに送付すること。